

国際契約書のポイント【準拠法】(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

こちらは、国際契約書のポイント、として、日本企業が、海外の企業と契約をするときに、ここが大事、というポイントをお話するシリーズになります。

そして、今回は、準拠法、すなわち、国際契約書を作るときに、じゃあ、この契約書はどここの国の法律に従いますか、という問題についてご説明します。

まず、法律というのは、もちろん各国で違います。

地球連邦政府っていうのはまだないので、強制的に、世界中の国を従わせる法律というのはないんです。

もっとも、条約という、国と国同士の約束はあります。

例えば、ウィーン売買条約という売買のルールを定めた条約がありまして、日本も加盟しています。

しかし、結局、これも加盟国だけのルールである上に、これは使いませんと契約書で書くこともできるのです。

この準拠法の問題も、基本的には、当事者の話し合いで決めて、契約書に書くということになります。

日本企業からすれば、日本の弁護士に気軽に相談できる日本法にしたい、と思います。

また、外国法ということになると、日本の弁護士も、人によってはもちろんある程度分かりますが、本当に最新の情報、細かい情報ということであれば、現地の弁護士に最新の情報を聞かなければならないと思いますので、日本企業としては、できれば避けたいということになりますよね。

しかし、これは相手方である外国企業からすれば全く反対なわけです。

いやいや、日本は先進国だし、裁判所も信頼できるんですよ、と言ったって、そんなのは外国からは分かりません。

外国企業からすれば、日本は保釈もできないでずっと身柄拘束される国と思われても仕方無いかもしれません。

では、当事者が対立してしまった場合はどうやって解決すべきでしょうか。

まず大事なことは、契約書でなるべく細かいところまで書く、という方法です。

こうすれば、準拠法で書かれた法律に縛られる部分が少なくなります。

または、第三国の法律とするということも考えられます。しかし、これはまた、その第三国の法律を調査しないといけない場合があるかもしれません。

もっとも、この準拠法という問題なのですが、実は一般的にはそこまで重要というわけではありません。というのは、最近では国によって法律の内容というのはそんなに変わらないというのが1点、もう1点は、各国に強行法規というのがあって、当事者が準拠法を決めても、無理矢理その国である法律が適用されてしまう、というのがあるのです。

ですので、もし、外国企業との交渉で、外国企業が準拠法にこだわっているのなら、こちらとしては準拠法はそちらの国の法律でよいので、紛争解決機関はうちの主張に応じてください、という交渉をするのも一つの例かと思えます。